

## 令和元年度第3回倉敷市廃棄物減量等推進審議会

日 時：令和2年2月6日（木）  
13時30分～15時30分  
場 所：倉敷市役所3階 特別委員会室

1 委 嘱 辞 令 交 付

2 開 会 ・ あ い さ つ

3 委 員 自 己 紹 介

4 事 務 局 自 己 紹 介

5 会 長 ・ 副 会 長 選 出

6 諮 問

7 議 事

(1) 事業ごみ（事業系一般廃棄物）の現状と削減への取り組みについて

ア 事業ごみ（事業系一般廃棄物）の現状

イ 事業ごみ（事業系一般廃棄物）の削減への主な取り組み

(2) 事業ごみ（事業系一般廃棄物）手数料について

8 そ の 他

9 閉 会

(参考資料)

## 倉敷市廃棄物減量等推進審議会について

### 1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7の規定により、市民、事業者及び行政が一体となって、一般廃棄物の排出を抑制するとともに、廃棄物の減量化、資源化、再生利用等を積極的に推進し、使い捨て社会からリサイクル社会への転換を目指し、もって生活環境の保全を図るため、倉敷市廃棄物減量等推進審議会を設置する。(倉敷市廃棄物減量等推進審議会条例第1条)

#### (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第5条の7 抜粋)

市町村は、その区域における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

### 2 審議会と行政の役割

#### (1) 審議会の役割

- ・審議会とは、地方自治法(第138条の4第3項)に基づき設置された、執行機関(行政)の附属機関である。
- ・当審議会では、廃棄物減量等の推進について審議し、会としての意見、答申を述べることを役割としている。

#### (地方自治法 第138条の4第3項 抜粋)

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

#### (2) 行政の役割

審議会の意見、答申を尊重し、個々の行政施策を責任を持って決定、実施することを役割としている。

### 3 審議事項

- (1) 廃棄物の実態把握、調査及び研究に関すること。
- (2) 廃棄物の減量化に係る普及及び啓発の活動に関すること。
- (3) 廃棄物の減量化、資源化、再生利用等の促進に関すること。
- (4) 倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に規定する一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理費用の改定に関すること。
- (5) 前各項に掲げるもののほか必要な事項に関すること。

### 4 組織

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者団体の代表者
- (3) 廃棄物再生事業者団体の代表者
- (4) 市民
- (5) 前各項に掲げるもののほか市長が必要と認める者